


所 管 部 課	総務部職員課	部 長	北田 和雄		
件 名	東大和市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画策定等委員会設置要綱について				
	区 分		1 審議事項	○	
関 係 事 項	条 例 規 則	東大和市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則			
	部 課 機 関				
<p>1. 要旨</p> <p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく特定事業主行動計画の策定、進行管理、変更等のため、東大和市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画策定等委員会を設置するものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>①東大和市における特定事業主は、任命権者としての市長、議会の議長、教育委員会、選挙管理委員会及び代表監査委員としている。                  ※固定資産評価審査委員会及び農業委員会は固有の職員が存在しないため除く。                  ※次世代育成支援対策推進法施行令に基づき規則で定める特定事業主と同様である。</p> <p>②委員には、各特定事業主の補助職員である職員課長、議会事務局次長、学校教育課長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長の職にある者及び市民生活課長の職にある者をもって充てる。</p> <p>(2) 施行日                  庁議報告後、市長決裁（各特定事業主の合議）を経て施行したい。</p> <p>(3) 影響及び効果                  特定事業主行動計画策定に向けて、各特定事業主と連携する。</p>					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
3. 留意事項（問題点等） 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画については、平成28年4月より施行予定である。					
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議における報告終了後、速やかに策定の手続きを進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。